



あけましておめでとうございます。

新米委員が編集を担当し、右往左往して概ね7か月。今、われ思うに・・・

会員皆様のお役に立てる広報誌、会員皆様が楽しめる広報誌を目標に編集していきたいと考えています。それには、会員誰もがいつでも気軽に投稿できる編集が求められていると思います。会員の皆様が勉強された内容もよし、何か思うことのエッセイもよし、会員間における同好会の会員募集もよし、公序良俗に反しないそして人への誹謗中傷を含んでいなければ、「会員の投稿欄」になんでもかんでも掲載したいと思っています。「茨城行政」の最終ページに原稿を募集しておりますが、会員の皆様からの投稿はまだありません。ほんの1行の俳句や川柳でも良いので奮って投稿をお願いします。それによって、会員皆様が楽しめる「行政茨城」に、笑を誘う「行政茨城」に変身させましょう。

行政書士会は会員皆様のためにあり、我々の書士会も会員それぞれの意見を徴収し、迅速に対応することが求められています。そういった観点から、書士会にとってはちょいと耳に痛い書士会に要望することも掲載できればと願っています。

東アジア情勢も刻一刻と変化し、わが地球も日本の南に島ができるなど変身しています。さあ一皆さん我々も変身しましょう！

(広報・監察部 馬場 章夫)

広報・監察部より

行政茨城に投稿しませんか？

- 業務に関する情報
- 書士会に関するご意見
- 日常において感じること
- とっておき情報
- 写真・作品・マンガ・イラスト等

会員の皆様の
投稿をお待ち
しております



原稿はできるだけメールでお送り下さい。FAXの場合はワープロ印刷等鮮明に読み取れる状態でお送りください。

会報原稿の締め切りは2月5日(水)です。

送付先

茨城県行政書士会

メール：koho@ibaraki-gyosei.or.jp FAX：029-305-3732

郵 送：〒310-0852

水戸市笠原町978番25 茨城県開発公社ビル5階

※いただいた原稿は、広報部編集方針により、承諾なく内容を変更する場合があります。

(例：行政書士の呼称に「先生」が使用されていた場合、「会員」に変更します)

不都合がある場合は、その旨お書き添えいただければ個別に対処します。また、都合により掲載に時間がかかる場合や、内容により掲載できない場合もございます。どうぞご了承ください。

隔月・奇数月発行

発行所 〒310-0852 水戸市笠原町978番25
茨城県開発公社ビル5階

茨 城 県 行 政 書 士 会

TEL (029) 305-3731

FAX (029) 305-3732

発行者	会 長	國 井 豊
編 集	担当副会長	嶋 田 広 一
	広報・監察部	遠 藤 実 一
		安 圭 一
		馬 場 章 夫
		小 嶋 幸 江

印刷所 株式会社笠間印刷所